

## 広報よいち及び余市町ホームページ広告掲載募集要領〔令和8年度〕

この要領は、広報よいち及び余市町ホームページ（以下「広報誌等」という。）への広告掲載募集に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1. 広告を掲載する媒体

#### (1) 広報よいち

発行	月1回（毎月1日）
発行部数	7,850部
紙面	A4判
刷り数	墨色1色刷り

町ホームページ及び町LINE公式アカウントにて閲覧可能なデジタル形式を含む。

#### (2) 余市町ホームページ

月平均ホームページアクセス数 約80,000件（令和7年度平均）

### 2. 広告の掲載基準

「余市町広告掲載等実施要綱」及び「余市町広告掲載等取扱基準」による。

### 3. 広告の掲載位置、仕様、掲載料

#### (1) 広告の掲載位置

①広報よいちに掲載する広告の位置は、町が指定する箇所とする。

②余市町ホームページに掲載する広告の位置は、トップページで町が指定する箇所とする。

#### (2) 広告の仕様及び掲載料

##### ①広報よいち

イ 広告の枠数は、10枠以内とする。（1枠換算の場合）

ロ 広告の印刷は、墨色1色刷りとし、広告のサイズ及び掲載料は、次のとおりとする。

サイズ		1か月当たり (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
1枠	縦4.90cm×横17.15cm	25,000円
半枠	縦4.90cm×横 8.50cm	12,500円

②余市町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、広告の枠数、規格及び掲載料は、次のとおりとする。

イ 広告の枠数は、8枠以内とする。

ロ 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

	バナー広告
規格（1 枠）	サイズ 横200ピクセル×縦80ピクセル
	形式 J P E G ・ P N G
掲載料（1 枠1 か月当たり）	3,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

③広告デザイン作成等に要する費用は、広告主の負担とする。

#### 4. バナー広告の禁止表現

余市町ホームページでは次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため認めない。

- ①「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- ②アラートマーク
- ③ラジオボタン
- ④テキストボックス（入力できるような誤解を与えるもの）
- ⑤プルダウンメニュー（下に選択肢があるような誤解を与えるもの）
- ⑥G I Fアニメーション
- ⑦前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは与えるおそれのある表現

#### 5. 広告の掲載期間

- (1) 広報誌等に広告を掲載する期間は、1 か月単位、複数月単位又は隔月単位で3月31日までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。
- (2) 広報よいちへの広告掲載期間中に、休刊した場合は、その休刊期間に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、これにより難いと町長が認めるときは、当該月数分につき広告の掲載料を月割り計算により減額することができる。

#### 6. 申込み方法

- (1) 広告主は、広告を掲載しようとするときには必要事項を記載した広告掲載申込書（第1号様式）及び掲載しようとする広告の電子ファイルを余市町総合政策部政策推進課に提出しなければならない。
- (2) 申込期間は、令和8年4月1日以降、随時とする。

#### 7. 掲載の決定

- (1) 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、余市町広告掲載等実施要綱第7条の規定により決定する。
- (2) 広告の掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書（第2号様式）により、広告主に通知する。
- (3) 広告を掲載できないと決定したときは、広告掲載決定通知書（第2号様式）により広告主に通知する。

#### 8. 広告掲載料の納入

広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を支払うものとする。

## 9. 広告の取消し

町長は、次のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載等取下・中止届出書（第7号様式）により、町長が指定する期日までに正当な理由により広告掲載取下げの申し出があったとき。
- (2) 余市町広告掲載等実施要綱第17条第1項各号のいずれかに該当するとき。

## 10. その他

この要領に定めのない事項については、「余市町広告掲載等実施要綱」及び「余市町広告掲載等取扱基準」によるものとする。